

# 入札公告

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院物品調達のお知らせ

平成27年 1月26日

独立行政法人国立病院機構

西埼玉中央病院病院長 成宮 学

1. 調達対象物品  
重油 JIS 1種2号
2. 競争入札参加に必要な資格  
厚生労働省において当年度有効な競争参加資格者として「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東甲信越地域における競争参加資格を有する者であること。
3. 入札書・説明書を交付する場所及び期間  
場所：西埼玉中央病院事務部企画課契約係  
第1回目：平成27年 1月26日～ 3月18日 平日の9時～17時  
第2回目：平成27年 5月20日～ 6月16日 平日の9時～17時  
第3回目：平成27年 8月19日～ 9月15日 平日の9時～17時  
第4回目：平成27年 11月18日～ 12月15日 平日の9時～17時
4. 競争入札書開示の場所及び日時  
場所：西埼玉中央病院 院内会議室  
第1回目：平成27年 3月23日 10時00分  
第2回目：平成27年 6月19日 10時00分  
第3回目：平成27年 9月18日 10時00分  
第4回目：平成27年 12月18日 10時00分
5. 競争入札の概要
  - 1) 見積方法  
4. の場所及び期間までに3. の入札書を提出していただきます。入札書には日本円により、見積り首標金額としての1. の調達対象物品に係る、1キロリットルあたり単価をお見積りください。いずれも搬入等の付随費用はすべて織り込んだ価格での提示をお願いします。入札書には他に、当年度有効な厚生労働省物品調達に係る資格審査の等級決定通知書又は登録通知書の写しを添付してください。封筒は不要です。また、入札書提出方法は入札説明書記載の方法のみとし、その他の方法を認めません。
  - 2) 入札書の無効  
次の入札書については、無効となりますから提出の際は十分に確認をお願いします。
    - ① 添付された等級決定通知書又は登録通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの。あるいは添付されていないもの。
    - ② 入札年月日、法人名称・住所（支店・営業所の場所は同名称・住所）、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの。
    - ③ 入札首標金額が訂正してあるもの及び不正確なもの。
    - ④ 複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部
    - ⑤ 入札書の積算に誤りがあるもの
  - 3) 契約交渉権者及び契約価格の決定  
提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者（複数場合は入札額に従い交渉順位を付す。また同価格の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、契約価格を交渉により決定します。第一交渉権者には、第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知します。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、次順位交渉権者に交渉日時を通知します。
    - I 他の交渉権者の交渉を妨害した場合
    - II 交渉の妨害、契約手続きの遅延を目的として交渉権を得た場合
    - III 他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）
    - IV 交渉を拒否した場合（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。）
    - V 整然・平穏たる交渉を破った場合。
    - VI 通知した交渉日の翌営業日を越える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合はIIに該当）
    - VII 交渉中に辞退を申し出た場合
    - VIII 当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明できない場合。
    - IX 当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
    - X 交渉開始日から起算した2営業日目の16時までに契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い漸次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務掲示板に掲示します。  
また、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続きは新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続きの方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。ただし、上記I～Vに該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティを課す場合がありますのでご注意ください。
  - 4) 契約に関する苦情の受付期間  
本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から2週間以内をお願いします。この受付期間経過後については苦情を受け付けられませんのでよろしく願いいたします。また、受付期間内であっても、直接利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おきください。
  - 5) その他  
照会先：西埼玉中央病院 事務部 企画課 契約係 04-2948-1111(代表)